

映像資料はこちらから・・・



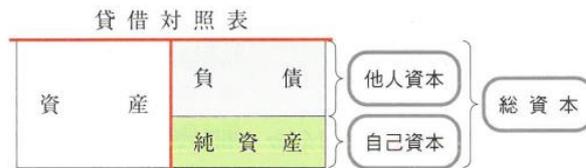
URL : https://youtu.be/T_I_lxBs3HY

1 純資産の意味

純資産とは、資産総額から負債総額を差し引いた額をいい、**資産－負債＝純資産** によって算出される。

純資産はその企業の出資者からの調達分であり、企業に帰属する部分であることから**自己資本**ともいう。これに対して、負債は債権者から調達した資金という点から**他人資本**ともいい、両者をあわせて**総資本**という。 **総資産[資産]＝他人資本[負債]＋自己資本[純資産]**

これは、資金の調達源泉は異なるが、企業が経営活動に用いる資金としては同質であるという貸借対照表等式にもとづく考え方によっている。



2 純資産の分類

純資産には、出資者である株主に帰属する株主資本とその他のものがある。純資産[**株主資本**]は、**株主が出資した資本の部分[資本金と資本剰余金]**とそれを運用して獲得した**利益の部分[利益剰余金]**とに分けられる。会社計算規則によれば、株主資本は次のように分類される。

資 本 金	株主が出資した金額のうち資本金に組み入れた部分。		
資本剰余金	資 本 準 備 金	株式発行などの資本取引から生じる法定準備金。	
	その他資本剰余金	資本準備金以外の資本剰余金。	
利益剰余金	利 益 準 備 金	利益から一定の条件で計上した法定準備金など。	
	その他利益剰余金	任 意 積 立 金	剰余金の処分にさいし、任意に積み立てることができる利益留保額。
		繰越利益剰余金	その他利益剰余金のうち任意積立金以外のもの。

なお、株主資本の資本金や資本剰余金、利益剰余金の各項目と金額は、株主総会の決議や一定の手続きを経て、いつでも変動させることができる。

3 資本金

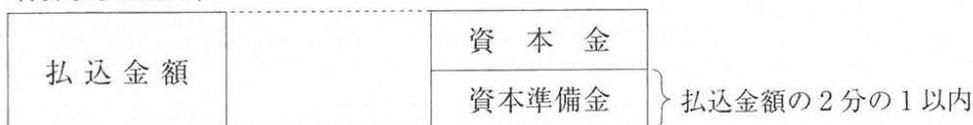
株式会社の資本金については、株主が会社に払い込んだ資金の額を、会社法に規定する法定資本として企業内に維持しなければならない。したがって、株式の払込金額は、原則として全額を資本金としなければならない。 **資本金＝1株の払込金額×発行済株式数**

〈原則的な処理〉



ただし、払込金額の2分の1以内の金額は資本金に計上しないことができる。これを株式払込剰余金といい、**資本準備金勘定**で処理する。

〈特例的な処理〉



1. 資本金の増加

[資本金が増加するとともに純資産も増加する]

株式会社は会社設立後、その規模を拡大する目的などのために、新株式を発行して資本金を増加することができる。この方法によれば、資本金が増加するとともに、純資産も増加する。

例題 群馬産業株式会社は、事情拡張のため、新たに株式 140 株を 1 株¥50,000 で発行して、全額の引き受け・払い込みを受け、払込金は当座預金とした。

--	--

資本金の増加前 貸借対照表			資本金の増加後 貸借対照表			
諸資産 35,000,000		諸負債 10,000,000	→	諸資産 42,000,000		諸負債 10,000,000
	純資産	資本金 20,000,000			純資産	資本金 27,000,000
	資本準備金 5,000,000	資本準備金 5,000,000			資本準備金 5,000,000	
¥7,000,000 の増加						

練習 東京商事株式会社は、事情拡張のため、新たに株式 300 株を 1 株¥50,000 で発行して、全額の引き受け・払い込みを受け、払込金は当座預金とした。

--	--

練習 秋田物産株式会社は、事業拡大のため、株式 100 株を 1 株につき¥60,000 で発行し、全額の引き受け・払い込みを受け、払込金は当座預金とした。ただし、払込金額のうち資本金に計上しない金額は、会社法に規定する最高限度額とした。

※会社法に規定する最高限度額

払込金額の 2 分の 1 以内の金額は資本金に計上しないことができる。これを株式払込剰余金といい、**資本準備金勘定で処理する。**

払込金額 [株] × [¥] = [¥]

資本金勘定 [¥] ÷ 2 = [¥]

資本準備金 [¥] ÷ 2 = [¥]

--	--

練習 岡山商事株式会社は、企業規模の拡大のため、株式 600 株を 1 株につき¥150,000 で発行し、全額の引き受け・払い込みを受け、払込金は当座預金とした。ただし、払込金額のうち資本金に計上しない金額は、会社法に規定する最高限度額とした。なお、この株式の発行に要した諸費用¥930,000 は小切手を振り出して支払った。

※株式の発行に要した諸費用は**株式交付費勘定で処理する。**

--	--

3 資本金

1. 資本金の増加

[資本金は増加するが純資産は増加しない]

資本準備金・その他資本剰余金などを減少させて、資本金を増加させることがある。これによれば、資本金は増加するが、純資産は増加しない。

例題 群馬産業株式会社は、株主総会の決議により、資本準備金¥5,000,000 を減少して資本金を増加した。

--	--

資本金の増加前 貸借対照表			資本金の増加後 貸借対照表					
諸資産 35,000,000	諸負債	10,000,000	→	諸資産 35,000,000	諸負債	10,000,000		
	純資産	資本金			20,000,000	純資産	資本金	25,000,000
		資本準備金			5,000,000		資本準備金	

練習 江戸川商事株式会社は、株主総会の決議により、資本準備金¥7,500,000 を減少して、資本金を増加した。

--	--

練習 江東商事株式会社は、株主総会の決議により、その他資本剰余金¥6,000,000 を減少して資本金を増加した。

--	--

2. 資本金の減少

株式会社は、原則として株主総会の決議によって、資本金を減少して資本準備金やその他資本剰余金を増加することができる。

例題 千葉商事株式会社は、株主総会の決議により、資本金¥5,000,000 を減少させ、資本準備金を増加させた。

--	--

資本金の減少前 貸借対照表			資本金の減少後 貸借対照表					
諸資産 31,000,000	諸負債	10,000,000	→	諸資産 31,000,000	諸負債	10,000,000		
	純資産	資本金			20,000,000	純資産	資本金	15,000,000
		資本準備金			1,000,000		資本準備金	6,000,000

繰越利益剰余金が借方残高の場合、資本金を減少させて欠損をてん補することができる。なお、この場合、資本金をいったん、その他資本剰余金に振り替え、そこから欠損をてん補する。

具体的には、資本金を減少させるために、減資額を資本金勘定の借方に記入し、その額をその他資本剰余金勘定の貸方に記入する。そのうち、その他資本剰余金勘定の借方と繰越利益剰余金勘定の貸方に記入する。

例題 東京商事株式会社は、株主総会の決議により、繰越利益剰余金の借方残高¥6,000,000をてん補するために、資本金¥6,000,000を減少させた。

--	--

資本金の減少前 貸借対照表			資本金の減少後 貸借対照表		
資 産	負 債 10,000,000		資 産	負 債 10,000,000	
30,000,000	純 資 産	資 本 金	30,000,000	純 資 産	資 本 金
繰越利益剰余金 6,000,000	資 産	26,000,000	繰越利益剰余金 6,000,000	資 産	その他資本剰余金 6,000,000
↑			↓		
繰越利益剰余金の借方残高は、欠損を意味する。			欠損てん補後 貸借対照表		
			資 産	負 債 10,000,000	
			30,000,000	純 資 産	資 本 金
			20,000,000		

練習 足立商事株式会社は、株主総会の決議によって、繰越利益剰余金勘定の借方残高¥8,000,000をてん補するため、資本金¥8,000,000を減少した。

--	--

練習 山口産業株式会社は、株主総会の決議によって、繰越利益剰余金勘定の借方残高¥14,300,000をてん補するため、資本金¥17,500,000を減少した。

--	--

繰越利益剰余金の借方残高をその他資本剰余金を減少させててん補することもある。

第 76 回 南西商事株式会社は、繰越利益剰余金勘定の借方残高¥3,000,000をてん補するため、その他資本剰余金¥3,000,000を減少した。

--	--

4 資本剰余金

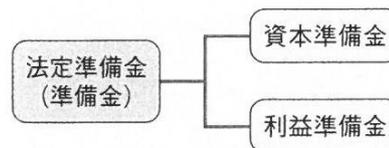
資本剰余金は、株主が出資した資金のうち資本金に計上しなかったもので、**資本準備金**と**その他資本剰余金**に分けられる。

資本金	株主が出資した金額のうち資本金に組み入れた部分。		
資本剰余金	資本準備金	株式発行などの資本取引から生じる法定準備金。	
	その他資本剰余金	資本準備金以外の資本剰余金。	
利益剰余金	利益準備金	利益から一定の条件で計上した法定準備金など。	
	その他利益剰余金	任意積立金	剰余金の処分にさいし、任意に積み立てることができる利益留保額。
		繰越利益剰余金	その他利益剰余金のうち任意積立金以外のもの。

1. 資本準備金

資本準備金は、株式の発行・合併などの資本取引から生じ、会社法の規定により積み立てが義務づけられているものである。

会社法においては、この資本準備金は、利益準備金とともに**準備金**と称される。この準備金は、企業の経営が悪化して欠損が生じた場合に、それをてん補できるように積立が強制されるため、**法定準備金**ともいわれる。



なお、会社法においては、株主総会の決議により、次のように株主資本の項目の金額を振り替えることができる。たとえば、資本金やその他資本剰余金を減少して資本準備金を増加させたり、資本準備金を減少させて資本金やその他資本剰余金を増加させることができる。

例題 江戸川商事株式会社は、株主総会の決議により、資本準備金¥7,500,000を減少して、資本金を増加した。

--	--

練習 石川商事株式会社は、株主総会の決議により、資本準備金を¥10,000,000減少させ、その他資本剰余金を¥10,000,000増加させることにした。

--	--

2. その他資本剰余金

その他資本剰余金は、資本剰余金のうち会社法の規定によって積み立てが義務づけられている資本準備金以外のものである。資本金や資本準備金を減少させて**その他資本剰余金**を増加させたり、逆に**その他資本剰余金**を減少させて資本金や資本準備金を増加させることができる。

例題 山梨商事株式会社は株主総会の決議により、資本準備金¥3,000,000を減少させ、その他資本剰余金¥3,000,000を増加させた。

--	--

なお、その他資本剰余金を原資として配当する場合は、その支出額の10分の1を、準備金(資本準備金と利益準備金)の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金として積み立てなければならない。

例題 神奈川県商事株式会社は株主総会の決議により、その他資本剰余金¥6,000,000を原資に配当をおこなうことになった。なお、配当金の10分の1を資本準備金とした。

- ①配当額[¥]を未払配当金勘定の貸方に記入する。
- ②配当額[¥]の10分の1[¥]を資本準備金勘定の貸方に記入する。
- ③配当金[¥]と資本準備金[¥]の合計額[¥]をその他資本剰余金勘定の借方に記入する。

--	--

練習 富山商事株式会社は株主総会の決議により、その他資本剰余金¥5,000,000を原資に配当をおこなうことになった。なお、配当金の10分の1を資本準備金とした。

- ①配当額[¥]を未払配当金勘定の貸方に記入する。
- ②配当額[¥]の10分の1[¥]を資本準備金勘定の貸方に記入する。
- ③配当金[¥]と資本準備金[¥]の合計額[¥]をその他資本剰余金勘定の借方に記入する。

--	--

例題 静岡県商事株式会社は株主総会の特別決議により、資本金¥10,000,000を減少させ、同時にこれを原資にして、剰余金の配当¥8,000,000をおこなうことになった。なお、配当金の10分の1を資本準備金とした。

- ①資本金¥10,000,000を減少させるため、資本金勘定の借方に¥10,000,000を記入する。
- ②資本金の減少額¥10,000,000をその他資本剰余金勘定の貸方に¥10,000,000を記入する。
※資本金を減少させるためには、いったん、その他資本剰余金勘定に振り替えなければならない。
- ③配当額[¥]を未払配当金勘定の貸方に記入する。
- ④配当額[¥]の10分の1[¥]を資本準備金勘定の貸方に記入する。
- ⑤配当金[¥]と資本準備金[¥]の合計額[¥]をその他資本剰余金勘定の借方に記入する。

--	--

例題 東西商事株式会社は株主総会の決議により、資本金¥5,000,000を減少させ、同時にこれを原資にして、剰余金の配当¥3,000,000をおこなうことになった。なお、配当金の10分の1を資本準備金とした。

--	--

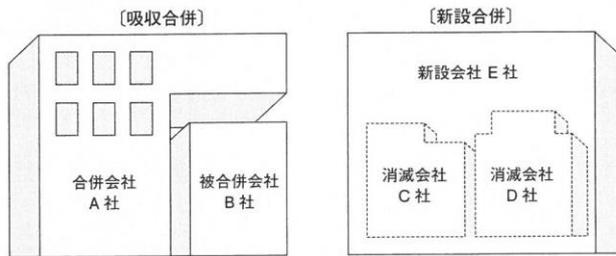
5 会社の合併

合併とは、2つ以上の会社が1つの会社に合体することをいう。

合併は、市場における過当競争の回避、経営組織の合理化、市場占有率の拡大などを目的として行われ、その形態には**吸収合併**と**新設合併**の2つがある。

吸収合併とは、ある会社が他の会社を吸収する合併形態をいう。このとき、**存続する会社を合併会社、消滅する会社を被合併会社**という。

新設合併とは、すべての会社を消滅させ、新会社を設立する合併形態をいう。



1. 吸収合併

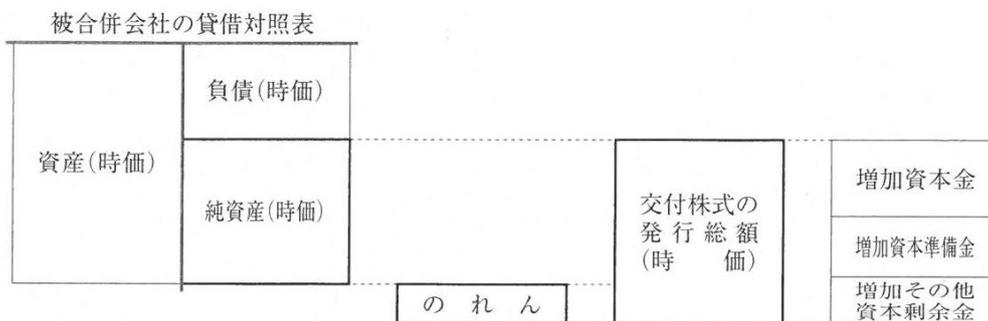
吸収合併すると、合併会社は被合併会社の資産および負債をすべて引き継ぎ、その対価として**被合併会社の株主に対して株式を新たに発行する**。これによって、被合併会社の株主は新たに合併会社の株主になる。

被合併会社の株主に交付した株式などの時価総額が、合併契約で決められた資本金・資本準備金の金額を超える場合は、**その他資本剰余金**として処理する。

$$\text{その他資本剰余金として処理} = \text{新株式の発行総額} - \text{増加する資本金・資本準備金}$$

合併会社は、合併にあたって交付した株式などの発行総額の時価が被合併会社から引き継いだ純資産の時価評価額を上回る場合、この超過額は**のれん勘定[無形固定資産]**として計上する。

$$\text{のれん} = \text{交付株式の発行総額} - \text{被合併会社の純資産の時価評価額}$$



例題 長野産業株式会社は、新潟商事株式会社を吸収合併することになり、株式 200 株を 1 株¥80,000 で発行して、新潟商事株式会社の株主に交付した。なお、この合併により、長野産業株式会社において増加する資本金は¥10,000,000、資本準備金は¥4,000,000 とする。ただし、新潟商事株式会社の資産・負債の時価と貸借対照表価額は同一である。

よって、次の両社の合併直前の貸借対照表をもとに、長野産業株式会社の合併時の仕訳を示し、合併後の貸借対照表を作成してみよう。

貸借対照表

長野産業株式会社		平成〇年3月31日	
現金預金	9,000,000	支払手形	5,000,000
受取手形	15,000,000	買掛金	3,000,000
売掛金	8,000,000	社債	10,000,000
商品	6,000,000	資本金	50,000,000
建物	12,000,000	利益準備金	2,000,000
土地	20,000,000		
	<u>70,000,000</u>		<u>70,000,000</u>

貸借対照表

新潟商事株式会社		平成〇年3月31日	
現金預金	1,300,000	支払手形	4,500,000
受取手形	7,000,000	買掛金	2,500,000
売掛金	5,000,000	資本金	12,000,000
商品	2,700,000	利益準備金	1,000,000
建物	4,000,000		
	<u>20,000,000</u>		<u>20,000,000</u>

□仕訳

- ①被合併会社[新潟商事株式会社]の資産を全て借方に、負債の全てを貸方に記入する。
- ②長野産業に増加する資本金¥10,000,000と資本準備金¥4,000,000を貸方に記入する
- ③新株式の発行総額を計算する。

株式 200 株 × @ ¥80,000 = [¥]

- ④その他資本剰余金を計算し、その金額をその他資本剰余金勘定の貸方に記入する。

新株式の発行総額 [¥] - 増加する資本金 [¥] - 増加する資本準備金 [¥] = [¥]

- ⑤被合併会社[新潟商事株式会社]の純資産の時価評価額を計算する。

資産総額 [¥] - 負債総額 [¥] = [¥]

- ⑥のれんの代価を計算し、その金額をのれん勘定の借方に記入する。

新株式の発行総額 [¥] - 被合併会社の純資産 [¥] = [¥]

--	--

貸借対照表

長野産業株式会社		平成〇年3月31日	
現金預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		社債	
商品		資本金	
建物		資本準備金	
土地		その他資本剰余金	
のれん		利益準備金	
	<u> </u>		<u> </u>
	<u> </u>		<u> </u>

新潟商事(株) 貸借対照表

資産 現金預金 1,300,000 受取手形 7,000,000 売掛金 5,000,000 商品 2,700,000 建物 4,000,000	負債 支払手形 4,500,000 買掛金 2,500,000	純資産 13,000,000	増加資本金 10,000,000	} 交付株式 ¥16,000,000
			増加資本準備金 4,000,000	
	増加その他資本剰余金 2,000,000	のれん 3,000,000		

純資産 ¥13,000,000 の新潟商事の株主に対して ¥16,000,000 の株式を交付したということは、¥3,000,000 がのれんということになるね！

18-2 下記の財政状態にある倉敷産業株式会社（発行済株式数100株）が、尾道物産株式会社を合併することになり、新株式50株（時価¥66,000）を交付した。ただし、この合併により倉敷産業株式会社において増加する資本金の額は¥2,500,000 資本準備金の額は¥750,000とする。なお、尾道物産株式会社の貸借対照表に示されている資産と負債の帳簿価額は時価に等しいものとする。

よって、次の各問いに答えなさい。

(1)のれんはいくらになるか。

(2)合併後の倉敷産業株式会社の1株あたりの実質価額はいくらになるか。

倉敷産業株式会社 貸借対照表

現金預金	600,000	買掛金	2,000,000
売掛金	2,000,000	資本金	5,000,000
有価証券	900,000	利益準備金	1,000,000
商 品	3,500,000		
備 品	1,000,000		
	<u>8,000,000</u>		<u>8,000,000</u>

尾道物産株式会社 貸借対照表

現金預金	300,000	買掛金	1,120,000
売掛金	1,200,000	資本金	2,800,000
商 品	2,100,000	利益準備金	480,000
備 品	800,000		
	<u>4,400,000</u>		<u>4,400,000</u>

①被合併会社[尾道物産]の純資産の時価評価額を計算する。

$$\text{資産総額[¥ } \quad \quad \quad] - \text{負債総額[¥ } \quad \quad \quad] = \text{[¥ } \quad \quad \quad]$$

②新株式の発行総額を計算する。

$$\text{株式[} \quad \quad \text{株]} \times \text{[¥ } \quad \quad \quad] = \text{[¥ } \quad \quad \quad]$$

③のれんの代価 [¥ $\quad \quad \quad$]

$$\text{新株式の発行総額[¥ } \quad \quad \quad] - \text{被合併会社の純資産[¥ } \quad \quad \quad]$$

④合併後の純資産額 [¥ $\quad \quad \quad$]

$$\text{合併後の資産総額[¥ } \quad \quad \quad] - \text{合併後の負債総額[¥ } \quad \quad \quad]$$

⑤合併後の1株あたりの実質価額 [¥ $\quad \quad \quad$]

$$\text{合併後の純資産額[¥ } \quad \quad \quad] \div \text{株式総数[100株 + 50株]}$$

(1)	¥ $\quad \quad \quad$	(2)	¥ $\quad \quad \quad$
-----	-----------------------	-----	-----------------------

6 利益剰余金

利益剰余金は、利益準備金とその他利益剰余金に分けられる。さらに、その他利益剰余金は、任意積立金と繰越利益剰余金に分けられる。

利益準備金	剰余金の配当として会社が支出する金額のうちから積み立てた法定準備金など。		
その他利益剰余金	任意積立金	新築積立金	建物などの新築・増築に備える積立金。
		減債積立金	社債の償還のために備える積立金。
		配当平均積立金	毎期、一定の配当のために準備する積立金。
		別途積立金	特定の目的はないが、利益処分として会社が支出する金額のうちから留保しておく積立金。
	繰越利益剰余金	その他利益剰余金のうち任意積立金以外のもの。	

1. 利益準備金

利益準備金は、会社法の規定によって、その他利益剰余金を原資として配当する場合には、次のように規定されており、両者の要件を満たす必要がある。

- ① 利益準備金の積み立ては、資本準備金の額と合わせて資本金の4分の1に達するまでとする。よって、4分の1に達した場合には、積み立てる必要がない。
- ② 配当金の10分の1を積み立てなければならない。

なお、検定問題では、「利益準備金は会社法で認められる金額を積み立てる」という指示がよく与えられる。この場合、利益準備金の積立額は次のように計算する。

① $\text{資本金} \times \frac{1}{4} - (\text{資本準備金} + \text{利益準備金})$ ② $\text{株主配当金} \times \frac{1}{10}$	}	いずれか 小さい方
---	---	--------------

全商第80回 福岡商事株式会社は、株主総会において、繰越利益剰余金を次のとおり配当および処分することを決議した。なお、当社の純資産は、資本金¥94,000,000 資本準備金¥18,000,000 利益準備金¥2,360,000 繰越利益剰余金¥2,800,000(貸方)である。

利益準備金 会社法に規定する額 配当金¥2,100,000 別途積立金¥320,000

- ①配当金¥2,100,000 を未払配当金勘定の貸方に記入する。
- ②別途積立金¥320,000 を別途積立金勘定の貸方に記入する。
- ③利益準備金は、会社法に規定する額[¥]を利益準備金勘定の貸方に記入する。

① $\frac{[\text{資本金}]}{4} - ([\text{資本準備金}] + [\text{利益準備金}])$ ② $[\text{株主配当金}] \times \frac{1}{10}$	}	いずれか 小さい方
--	---	--------------

④上記①②③の合計額を繰越利益剰余金勘定の借方に記入する。

--	--

全商第75回 愛知商事株式会社は、株主総会において、繰越利益剰余金を次のとおり配当および処分することを決議した。なお、当社の純資産は、資本金¥80,000,000 資本準備金¥18,000,000 利益準備金¥1,850,000 別途積立金¥790,000 繰越利益剰余金¥2,800,000(貸方)である。

利益準備金 会社法に規定する額 配当金¥1,800,000 別途積立金¥280,000

- ①配当金[¥]を未払配当金勘定の貸方に記入する。
- ②別途積立金[¥]を別途積立金勘定の貸方に記入する。
- ③利益積立金は、会社法に規定する額[¥]を利益準備金勘定の貸方に記入する。

る。

$$\left. \begin{array}{l} \text{① } \frac{\text{資本金}}{4} - (\text{資本準備金} + \text{利益準備金}) \\ \text{② } \frac{\text{株主配当金}}{10} \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{いずれか} \\ \text{小さい方} \end{array}$$

④上記①②③の合計額を繰越利益剰余金勘定の借方に記入する。

--	--

全商第78回 三重商事株式会社は、株主総会において、剰余金¥7,000,000(その他資本剰余金¥4,000,000 繰越利益剰余金¥3,000,000)の配当をおこなうことを決議した。なお、配当にともない、資本準備金¥400,000 利益準備金¥300,000 を計上する。

- ①配当金¥7,000,000 を未払配当金勘定の貸方に記入する。
- ②資本準備金¥400,000 と利益準備金¥300,000 をそれぞれの勘定の貸方に記入する。
 ※その他資本剰余金を原資とする配当の10分の1の金額は、資本準備金に計上する。
 ※繰越利益剰余金を原資とする配当の10分の1の金額は、利益準備金に計上する。
- ③その他資本剰余金勘定の借方に配当した¥4,000,000 と資本準備金に計上した¥400,000 の合計¥4,400,000 を記入する。
- ④繰越利益剰余金勘定の借方に配当した¥3,000,000 と利益準備金に計上した¥300,000 の合計¥3,300,000 を記入する。

--	--

練習 富山商事株式会社は、株主総会において、その他資本剰余金¥5,000,000 と繰越利益剰余金¥2,000,000 を原資として剰余金を配当することを決議した。なお、配当にあたって、資本準備金¥500,000 利益準備金¥200,000 を計上する。

--	--

6 利益剰余金

1. 利益準備金

利益準備金は、会社法の規定によって、その他利益剰余金を原資として配当する場合には、次のように規定されており、両者の要件を満たす必要がある。

- ① 利益準備金の積み立ては、資本準備金の額と合わせて資本金の4分の1に達するまでとする。よって、4分の1に達した場合には、積み立てる必要がない。
- ② 配当金の10分の1を積み立てなければならない。

また、利益準備金は株主総会の決議により、利益準備金を減少してその他資本剰余金を増加したり、繰越利益剰余金(その他利益剰余金)の借方残高をてん補することができる。

例題 石川商事株式会社は繰越利益剰余金の借方残高¥13,000,000をてん補するため、利益準備金の全額¥8,000,000と資本準備金のうち5,000,000を取り崩した。

--	--

例題 東西商事株式会社は繰越利益剰余金の借方残高¥10,000,000をてん補するため、利益準備金の全額¥6,000,000と資本準備金のうち4,000,000を取り崩した。

--	--

2. その他利益剰余金

その他利益剰余金は、任意積立金と繰越利益剰余金に分けられる。

利益準備金	剰余金の配当として会社が支出する金額のうちから積み立てた法定準備金など。		
その他利益剰余金	任意積立金	新築積立金	建物などの新築・増築に備える積立金。
		減債積立金	社債の償還のために備える積立金。
		配当平均積立金	毎期、一定の配当のために準備する積立金。
		別途積立金	特定の目的はないが、利益処分として会社が支出する金額のうちから留保しておく積立金。
	繰越利益剰余金	その他利益剰余金のうち任意積立金以外のもの。	

(1) 任意積立金

株主総会の決議または定款の規定によって、利益の一部を任意に積み立てることができる保留額を**任意積立金**という。

任意積立金には、新築積立金、減債積立金、配当平均積立金などのように特定の目的をもつ積立金と、別途積立金のように特定の目的をもたないものがあり、その目的の有無によって処理が異なる。

	目的の有無	積立金の種類	取り崩し形態	取り崩し決定機関
任意積立金	特定目的	新築積立金	目的取り崩し	取締役会
		減債積立金 など	目的外取り崩し	
		配当平均積立金	取り崩し	株主総会
	不特定目的	別途積立金		

① 特定の目的をもつ積立金の取り崩し

a. 目的のための取り消し

取締役会の決議により、特定目的の積立金をその目的のために取り崩したときには、繰越利益剰余金勘定に振り替える。(繰越利益剰余金勘定の貸方に記入する)

例題 建物¥60,000,000 が完成して引き渡しを受けたので、この代金のうち、すでに支払った¥40,000,000 を差し引いて、残額は小切手を振り出して支払った。なお、取締役会の決議により新築積立金¥60,000,000 を取り崩した。

--	--

練習 社債額面¥20,000,000 を償還期日に小切手を振り出して償還した。なお、取締役会の決議により減債積立金¥20,000,000 を取り崩した。

--	--

a. 目的のための取り消し

なお、配当平均積立金を目的のために取り崩したときは、利益の配当に直接かかわるため、株主総会の決議を必要とする。その取崩額は繰越利益剰余金勘定に振り替え、(繰越利益剰余金勘定の貸方に記入)当期の配当金にあてられる。

例題 福井商事株式会社は、株主総会の決議により、配当平均積立金¥10,000,000 を取り崩して、当期の配当¥10,000,000 にあてた。

①配当平均積立金勘定の借方と繰越利益剰余金勘定の貸方に¥10,000,000 を記入

②繰越利益剰余金勘定の借方と未払配当金勘定の貸方に¥10,000,000 を記入

--	--

練習 大阪商事株式会社は、株主総会の決議により、配当平均積立金¥20,000,000 を取り崩して、当期の配当¥20,000,000 にあてた。なお、配当にあたり繰越利益剰余金から利益準備金¥2,000,000 を計上した。

①配当平均積立金勘定の借方と繰越利益剰余金勘定の貸方に¥20,000,000 を記入

②未払配当金勘定の貸方に配当額の¥20,000,000 を記入

③利益準備金勘定の貸方に¥2,000,000 を記入

④繰越利益剰余金勘定の借方に配当額¥20,000,000 と利益準備金¥2,000,000 の合計額¥22,000,000 を記入する

--	--

7 自己株式

株式会社がすでに発行している自社の株式を取得した場合、この株式を**自己株式**[純資産の勘定]という。自社の株式を自社で取得するということは、事実上の出資の払い戻しとなるため、貸借対照表においては、純資産[株主資本]から控除する形式で表示する。

1. 自己株式の取得

自社株式を取得したときは、事実上の出資の払い戻しとなるため、自己株式勘定[純資産]の借方に記入する。なお、通常、有価証券を取得した場合には、購入にかかわる手数料は有価証券の取得原価にふくめるが、**自己株式を取得する場合の支払手数料は、支払手数料勘定[営業外費用]として処理する。**

例題 愛知物産株式会社は、自社が発行している株式のうち 100 株を 1 株あたり ¥50,000 で取得し、手数料 ¥30,000 とともに現金で支払った。

--	--

例題 青森商事株式会社は、自社の発行済株式のうち 300 株を 1 株につき ¥53,000 で取得し、手数料 ¥80,000 とともに小切手を振り出して支払った。

--	--

全商第 80 回 高知商事株式会社は、自社の発行済株式のうち 150 株を 1 株につき ¥50,000 で取得し、代金は小切手を振り出して支払った。

--	--

2. 自己株式の処分

企業は、取得した自己株式を処分することができる。自己株式の処分価額と自己株式の帳簿価額の差額である自己株式処分差額が計上される。**自己株式処分差額は、その他資本剰余金勘定で処理される。**

なお、自己株式の帳簿価額よりも高い価額で処分した場合は**自己株式処分差益勘定**[純資産の勘定]、自己株式の帳簿価額よりも安い価額で処分した場合には**自己株式処分差損勘定**[純資産の勘定]で処分することもある。

例題 三重物産株式会社は、さきを取得していた自己株式のうち 50 株(帳簿価額@ ¥50,000)を@ ¥60,000 で処分し、代金は当座預金に振り込まれた。

- ① 処分価額[株×@¥ =¥]を当座預金勘定の借方に記入する。
- ② 帳簿価額[株×@¥ =¥]を自己株式勘定の貸方に記入する。
- ③ 処分価額と帳簿価額の差額[¥]をその他資本剰余金勘定の[方]に記入する

--	--

※自己株式処分差益勘定を使用した場合の解答

--	--

例題 三重物産株式会社は、さきを取得していた自己株式のうち 50 株(帳簿価額@ ¥50,000)を@ ¥40,000 で処分し、代金は当座預金に振り込まれた。

- ①処分価額[株×@¥ =¥]を当座預金勘定の借方に記入する。
- ②帳簿価額[株×@¥ =¥]を自己株式勘定の貸方に記入する。
- ③処分価額と帳簿価額の差額[¥]をその他資本剰余金勘定の[方]に記入する

--	--

※自己株式処分差益勘定を使用した場合の解答

--	--

練習 長野商事株式会社は、さきを取得していた自己株式のうち 150 株(帳簿価額@ ¥85,000)を 1 株につき¥55,000 で処分し、代金は当座預金口座に振り込まれた。

- ①処分価額[株×@¥ =¥]を当座預金勘定の借方に記入する。
- ②帳簿価額[株×@¥ =¥]を自己株式勘定の貸方に記入する。
- ③処分価額と帳簿価額の差額[¥]をその他資本剰余金勘定の[方]に記入する

--	--

練習 滋賀商事株式会社は、さきを取得していた自己株式のうち 50 株(帳簿価額@ ¥50,000)を 1 株につき¥55,000 で処分し、代金は当座預金口座に振り込まれた。

--	--

練習 東北商事株式会社は、さきを取得していた自己株式のうち 150 株(帳簿価額@ ¥65,000)を 1 株につき¥45,000 で処分し、受け取った代金は当座預金とした。

--	--